



# 鳥取県公報

平成 20 年 3 月 31 日 (月)  
号外第 5 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (56) (税務課) . . . . . 4

公布された規則のあらまし

鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県税条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、平成20年度から身体障害者等に係る自動車税及び自動車取得税の課税免除の制度が見直されることに伴い、所要の改正を行う。
- (2) これまで通知等により定めていた課税免除等を受けるための要件を規則に規定することにより、より県民に分かりやすい制度とする。
- (3) 地方税法の一部が改正され、個人の県民税の算定方法が改められたことに伴い、市町村長が県に提出する個人の県民税に係る様式について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 自動車税及び自動車取得税の課税免除及び減免（以下「課税免除等」という。）を受けるための要件等を次のとおり定める。

ア 課税免除等を受けるための要件

対象となる自動車	税 目	課税免除又は減免の別	規則で規定した内容
身体障害者等が運転する自動車・身体障害者等の生計同一者等が運転する自動車	自動車税	課税免除	課税免除に係る身体障害者等の範囲
			課税免除に係る身体障害者等と生計を一にする者の範囲
			課税免除に係る身体障害者等を常時介護する者の範囲
			課税免除に係る自動車の用途の制限
	自動車取得税	減免	減免に係る身体障害者等の範囲及び身体障害者等を常時介護する者の範囲
身体障害者等の利用に供する構造変更車	自動車税	課税免除	課税免除に係る自動車の構造変更等の内容
	自動車取得税	減免	減免に係る自動車の構造変更等の内容
生活路線バス	自動車税	課税免除	課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲
中古商品自動車	自動車税	減免	減免に係る商品中古自動車の販売業者の要件
教育練習用自動車	自動車税	減免	減免に係る教育練習用自動車の範囲

イ 課税免除等を受けるための手続等

(ア) 課税免除等を受けるための手続	課税免除等の申請の期限、申請書の提出先及び課税免除等を受けようとする事由を証する書類並びに申請書の様式について定める。
(イ) 課税免除等の承認等の決定	総合事務所長は、課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく申請者に対し通知するものとし、当該通知書の様式を定める。
(ウ) 課税免除等の額等	次に掲げる課税免除等の額等について定める。 a 年の中途に課税免除の事由に該当した場合又は申請期限後に申請があった場合の自動車税の課税免除額及び減免額 b 身体障害者等の利用に供する構造変更車に係る構造の変更に要した金額
(エ) 課税免除等の取消し等	虚偽の申請により課税免除等の承認を受けた場合その他の課税免除等の承認を取り消す場合の措置及び当該取消しに係る通知書の様式を定める。

- (2) 個人の県民税の算定方法が改められたことに伴い、個人県民税課税状況報告書を改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第56号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節～第5節 略 第6節 自動車税（第50条 <u>第50条の19</u> ） 第7節 略 第3章 目的税 第1節 自動車取得税（第52条 <u>第53条の12</u> ） 第2節～第4節 略 附則  （徴税吏員） 第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。 （1） 略 （2） 総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号） <u>第1条第1項</u> の規定により設置された総合事務所をいう。以下同じ。）の県税局に勤務する県の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）  第22条 略 2 分任出納員（西部総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例 <u>第2条第1項</u> に規定する鳥取県西部総合事務所をいう。以下同じ。）の県税局日野支所（以下	目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節～第5節 略 第6節 自動車税（第50条 <u>第50条の2</u> ） 第7節 略 第3章 目的税 第1節 自動車取得税（第52条 <u>第53条</u> ） 第2節～第4節 略 附則  （徴税吏員） 第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。 （1） 略 （2） 総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号） <u>第1条</u> の規定により設置された総合事務所をいう。以下同じ。）の県税局に勤務する県の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）  第22条 略 2 分任出納員（西部総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例 <u>第2条</u> に規定する鳥取県西部総合事務所をいう。以下同じ。）の県税局日野支所（以下「日野

「日野支所」という。)の分任出納員を除く。)は、当該総合事務所が所在する市の区域以外の区域において収納した現金を第19号様式の4による払込書により近くの指定金融機関に払い込むことができる。この場合において、前項の規定中「現金引継額」とあるのは「第19号様式の4による領収証書に記載された金額」と読み替えるものとする。

### 3 略

#### 様式目次

1～7 略

8 自動車税関係

第64号様式～第64号様式の4 略

第64号様式の5その1 自動車税課税免除申請書(継続用)(身体障害者等本人運転分)

その2 自動車税課税免除申請書(継続用)(生計同一者・常時介護者運転分)

第64号様式の6その1 自動車税課税免除・自動車取得税減免申請書(身体障害者等本人運転分)

その2 自動車税課税免除・自動車取得税減免申請書(身体障害者等生計同一者運転分・常時介護者運転分)

第64号様式の7 自動車税等に係る生計同一・常時介護証明書交付願

第64号様式の8 自動車税課税免除・自動車取得税減免申請書(構造変更車)

第64号様式の9 自動車税・自動車取得税課税免除(減免)申請書

第64号様式の10 運転実績(計画)表

第64号様式の11 自動車税課税免除対象バス認定申請書(生活路線バス用)

第64号様式の12その1 自動車税課税免除(減免)決定通知書

その2 自動車税・自動車取得税課税免除(減免)決定通知書

その3 自動車税課税免除決定通知書

その4 自動車税課税免除(減免)決定通知書

第64号様式の13 自動車税・自動車取得税課税免除(減免)決定取消通知書

第64号様式の14 自動車税減免申請書(商品中古自

支所」という。)の分任出納員を除く。)は、当該総合事務所が所在する市の区域以外の区域において収納した現金を第19号様式の4による払込書により近くの指定金融機関に払い込むことができる。この場合において、前項の規定中「現金引継額」とあるのは「第19号様式の4による領収証書に記載された金額」と読み替えるものとする。

### 3 略

#### 様式目次

1～7 略

8 自動車税関係

第64号様式～第64号様式の4 略

<p style="text-align: center;"><u>動車)</u></p> <p>第64号様式の15 <u>自動車税減免申請書(教習車)</u></p> <p>第64号様式の16 <u>自動車税減免決定通知書(商品中古自動車)</u></p> <p>第64号様式の17 <u>自動車税減免決定取消通知書(商品中古自動車)</u></p> <p>9 略</p> <p>10 自動車取得税関係</p> <p>第66号様式及び第67号様式 略</p> <p>第67号様式の2 <u>自動車取得税課税免除申請書(特定非営利活動法人)</u></p> <p>11～13 略</p>	<p>9 略</p> <p>10 自動車取得税関係</p> <p>第66号様式及び第67号様式 略</p> <p>11～13 略</p>
---	--

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2章第6節中第50条の2の次に次の17条を加える。

(自動車税の課税免除に係る身体障害者等の範囲)

第50条の3 条例第137条第4号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別をいう。)に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別	
		当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
視覚障害		1級から4級までの各級	1級から4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
肢体不自由	上肢	1級及び2級(右上肢3級かつ左上肢3級、右上肢3級かつ左上肢4級及び右上肢4級かつ左上肢3級を含む。)	1級及び2級(右上肢3級かつ左上肢3級、右上肢3級かつ左上肢4級及び右上肢4級かつ左上肢3級を含む。)
	下肢	1級から6級までの各級(右下肢7級かつ左下肢7級を含む。)	1級から3級までの各級(右下肢4級かつ左下肢4級を含む。)
	体幹	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級

じん臓機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
小腸の機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度又は障害の程度(恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度又は同法別表第1号表ノ3に定める障害の程度をいう。)に該当する障害を有するもの

障害の区分		重度障害の程度又は障害の程度	
		当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
視覚障害		特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害		特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害		特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
肢体 不自 由	上肢	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
	下肢	特別項症から第6項症までの各項症 及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各項症
	体幹	特別項症から第6項症までの各項症 及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害		特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害		特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害		特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害		特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者のうち、当該手帳の障害の程度の欄にAと表示されているもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者であって、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けているもの

(自動車税の課税免除に係る生計を一にする者の範囲)

第50条の4 条例第137条第4号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者は、当該身体障害者等と通常の生活の収入及び支出を共同に計算している者とする。この場合において、必ずしも住居を一にしているか

どうかは問わないものとする。

(自動車税の課税免除に係る常時介護者の範囲)

第50条の5 条例第137条第4号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、1年以上の間に、継続して週3日程度以上、当該身体障害者等のために自動車の運転を行っている者(当該身体障害者等のために自動車の運転を行う見込みのある者を含む。)とする。

(自動車税の課税免除に係る使途の制限)

第50条の6 条例第137条第4号イ又はウに規定する自動車は、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために運転する自動車で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものに限り、同条の課税免除をするものとする。

(自動車税の課税免除に係る台数の制限)

第50条の7 身体障害者等のための軽自動車等(法第442条の2第1項に規定する軽自動車等をいう。)に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、条例第137条第4号に規定する自動車については、同条の課税免除を行わないものとする。

(自動車税の課税免除に係る構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車の範囲)

第50条の8 条例第137条第5号に規定する自動車は、身体障害者等の利用に専ら供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車とする。

(自動車税の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲)

第50条の9 条例第137条第12号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線(以下「生活路線」という。)を運行する一般乗合用のバス(以下「課税免除対象バス」という。)のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日(同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。)において、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第25条第1項の乗務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

$$\text{生活路線走行率} = \text{基準日における生活路線の走行キロ数} / \text{基準日における全走行キロ数}$$

2 前項の課税免除対象バス総数は、次の算式により算定した数とする。

$$\text{課税免除対象バス総数} = \text{課税免除を受けようとする者の所有する一般乗合用のバスの総数} \times (\text{前年度における当該一般乗合用のバスの生活路線の年間走行キロ総数} / \text{前年度における当該一般乗合用のバスの全路線の年間走行キロ総数})$$

3 年度途中で課税免除対象バスに代わり他の一般乗合用のバスが当該課税免除対象バスが運行していた生活路線において運行することとなった場合には、当該年度においては、当該他の一般乗合用のバスについては、条例第137条の課税免除を行わないものとする。

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10 条例第137条第4号から第12号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「課税免除申請書等」という。)を提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るもの	条例第141条第1項に規定する納期限前7日	課税免除を受けようとする自動車の主たる定置場を所管する所長
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの(次項において「登録時申請分」とい	条例第144条の規定による申告書を提出するとき(東部総合事務所長が特に認める場合)あつては、当該申告書を提出す	東部総合事務所長



う。) | る日から1月以内)

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条第4号アに係るもの(前年度から引き続き同一車両について課税免除を受けようとする場合(以下この表において「継続課税免除の場合」という。)に限る。)	第64号様式の5その1	
(2) 条例第137条第4号アに係るもの((1)に掲げるものを除く。)	第64号様式の6その1	ア 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の写し イ 運転免許証の写し ウ 自動車検査証の写し エ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録(道路運送車両法第13条第1項の移転登録をいう。以下同じ。)又は抹消登録(同法第15条から第16条までの規定による永久抹消登録、輸出抹消登録及び一時抹消登録をいう。以下同じ。)を証する書類
(3) 条例第137条第4号イ及びウに係るもの(継続課税免除の場合に限る。)	第64号様式の5その2	ア 身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの(以下「生計同一者運転分」という。)にあつては、住民票又は保険証の写し等生計を一にすることを証する書類(身体障害者等と運転する者が同一の世帯に属さない場合又は運転する者を変更した場合にあつては、福祉事務所の長(福祉事務所を設置しない町村にあつては当該町村の長。以下「福祉事務所等の長」という。)が発行する生計同一証明書(第64号様式の7) イ 第50条の3第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し ウ 身体障害者等を常時介護する者が運転するものにあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書(第64号様式の7) エ 通学を目的とする場合にあつては学校の長が発行する自家用車通学証明書、通院を目的とする場合にあつては医師が発行する通院証明書、通所を目的とする場合にあつては施設等の長が発行する通所証明書、生業を目的とする場合にあつては源泉徴収票又は市町村長が発行する所得証明書その他の生業の事実を証明する書類(以下これらを「自動車の用途を証する書類」という。)(第50条の3第4号に該当する者にあつては、生計同一証明書又は常時介護証明書を提出する場合は、提出を要しない。)

		オ 運転する者を変更した場合にあっては、新たに運転する者の運転免許証の写し
(4) 条例第137条第4号イ及びウに係るもの((3)に掲げるものを除く。)	第64号様式の6その2	ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ 第50条の3第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し ウ 運転免許証の写し エ 福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書又は常時介護証明書(第64号様式の7) オ 自動車の用途を証する書類 カ 自動車検査証の写し キ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
(5) 条例第137条第5号に係るもの	第64号様式の8	ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類(継続課税免除の場合を除く。) イ 自動車検査証の写し ウ 特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真
(6) 条例第137条第6号から第11号までに係るもの	第64号様式の9	ア 前年度の運転実績表(登録時申請分については運転計画表)(第64号様式の10) イ 自動車検査証の写し ウ その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類
(7) 条例第137条第12号に係るもの	第64号様式の11	ア バス運行対策費鳥取県補助金交付要綱の規定により知事に対して提出した生活交通路線維持費補助金交付申請書の写し イ 知事が交付した生活交通路線維持費補助金交付決定及び額の確定通知書の写し ウ 基準日における減免対象バスに係る乗務記録の写し

## (自動車税の課税免除の承認)

第50条の11 所長は、前条第1項の規定による課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をするものとする。

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第2項の表第1号及び第3号に係るもの	第64号様式の12その4
(2) 前条第2項の表第2号及び第4号に係るもの	第64号様式の12その1又は第64号様式の12その2
(3) 前条第2項の表第5号及び第6号に係るもの	第64号様式の12その1、第64号様式の12その2又は第64号様式の12その4
(4) 前条第2項の表第7号に係るもの	第64号様式の12その3

## (自動車税の課税免除の額)

第50条の12 年の中途において条例第137条の規定により課税免除すべき事由に該当することとなった場合又

は第50条の10第1項の表第1号に規定する提出期限経過後に課税免除の申請があった場合においては、申請のあった月（災害その他真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合にあっては、当該課税免除すべき事由に該当することとなった月）の翌月から月割をもって計算した額を課税免除する。

（自動車税の課税免除の取消し）

第50条の13 所長は、第50条の11の規定により課税免除の承認をした自動車のうち、当該課税免除の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の13による通知書により通知しなければならない。

2 所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、取り消すこととなった原因の生じた月の翌月から月割をもって計算した額（虚偽の申請をしたことにより当該承認を取り消した場合にあっては、課税免除をしていた税額の全額）を賦課徴収する。

（自動車税の減免に係る中古自動車販売業者の要件）

第50条の14 条例第137条の2第1号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 自動車税について、申請年度の納期限において滞納がないこと。
- (2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者にあっては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- (3) 地方税の滞納処分を受けた者にあっては、当該滞納処分の日から2年を経過していること。

（自動車税の減免に係る教育練習用自動車の範囲）

第50条の15 条例第137条の2第2号に規定する自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。ただし、第1号の自動車については同号に掲げる算式により算定して得た台数を、第2号の自動車については鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が路上練習用自動車として認定した台数を限度として、申請に基づき認定するものとする。

- (1) 練習コースと車庫との間の道路を運行する必要がある自動車  
当該学校ごとに作成される学校調査表等に記載される前年度の卒業生徒数 / 前年度における実績等に基づいて算定される生徒の教育練習の用に供する自動車1台当たりの年間教習生徒数の全県における平均値
- (2) 教科科目に学校の構外における市街地等の道路を利用して生徒の運転教習を行う課程（以下「路上教習課程」という。）がある学校において、当該路上教習課程の用に供するための自動車

（自動車税の減免の手続）

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るもの	条例第141条第1項に規定する納期限前7日（条例第137条の2第1号に係るものにあっては、当該納期限）	減免を受けようとする自動車の主たる定置場を所管する所長
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの（次項において「登録時申請分」という。）	条例第144条の規定による申告書を提出するとき（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出する日から1月以内）	東部総合事務所長

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条の2第1号に係るもの	第64号様式の14	ア 財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所が発行する商品中古自動車証明書

		イ 古物営業法（昭和24年法律第108号）第5条第2項に規定する許可証の写し ウ 当該減免の申請に係る自動車の当該年度における自動車税納税通知書の写し エ 4月1日から申請時まで減免を受けようとする自動車を売却等した場合は、当該事実を証する書面
(2) 条例第137条の2第2号に係るもの	第64号様式の15	公安委員会が路上教習用自動車として認定した証明書の写し
(3) 条例第137条の2第3号に係るもの	第64号様式の9	ア 前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第64号様式の10） イ 自動車検査証の写し ウ その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類

## (自動車税の減免の承認)

第50条の17 所長は、前条第1項の規定による減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をするものとする。

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第2項の表第1号に係るもの	第64号様式の16
(2) 前条第2項の表第2号及び第3号に係るもの	第64号様式の12その1

## (自動車税の減免の額)

第50条の18 条例第137条の3に規定する規則で定める計算方法は、申請のあった月（災害その他真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合にあっては、当該減免すべき事由に該当することとなった月）の翌月から月割をもって計算する方法とする。

## (自動車税の減免の取消し)

第50条の19 所長は、第50条の17の規定により減免の承認をした自動車のうち、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に条例第137条の2第1号に係るものにあつては第64号様式の17、同条第2号及び第3号に係るものにあつては第64号様式の13による通知書により通知しなければならない。

2 所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、取り消すこととなった原因の生じた月の翌月から月割をもって計算した額（虚偽の申請をしたことにより当該承認を取り消した場合にあっては、減免をしていた税額の全額）を賦課徴収する。

第3章第1節中第53条の次に次の11条を加える。

## (自動車取得税の課税免除の手續)

第53条の2 条例第171条第3号から第5号までの規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、第50条の9第1項の表第2号の提出期限までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同号の提出期限経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第171条第3号及び第4号に係るもの	第64号様式の9	ア 運転計画表（第64号様式の10） イ 自動車検査証の写し ウ その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類
(2) 条例第171条第5号	第67号様式の2	ア 自動車検査証の写し

に係るもの		イ 特定非営利活動法人の設立の認証書の写し ウ 特定非営利活動法人の設立に係る登記事項証明書 エ 自動車が無償で譲り受けたことを証する書類 オ 自動車の使用目的を証する書類 カ 自動車の写真
-------	--	---

(自動車取得税の課税免除の承認)

第53条の3 東部総合事務所長は、前条第1項の規定による課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第64号様式の12その2による通知書により通知しなければならない。

(自動車取得税の課税免除の取消し)

第53条の4 東部総合事務所長は、前条の規定により課税免除の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の13による通知書により通知しなければならない。

2 東部総合事務所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、課税免除をしていた税額の全額を賦課徴収する。

(自動車取得税の減免に係る身体障害者等の範囲等)

第53条の5 条例第172条第1号の身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。) 同号イの身体障害者等と生計を一にする者及び同号ウの身体障害者等を常時介護する者は、第50条の3から第50条の5までに規定するとおりとする。

(自動車取得税の減免に係る台数の制限)

第53条の6 条例第137条第4号の規定による自動車税の課税免除を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、条例第172条第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。

(自動車取得税の減免に係る構造上身体障害者等の利用に供するための自動車の範囲)

第53条の7 条例第172条第2号に規定する自動車は、身体障害者等の利用に供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車、これらに相当する構造の変更が行われた自動車及び身体障害者等の利用に供する超低床型バスとする。

(自動車取得税の減免に係る専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものの範囲)

第53条の8 条例第172条第3号に規定する自動車は、専ら身体障害者等が運転するために運転装置又は制御装置を装着する自動車その他専ら身体障害者等が運転するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車で、タクシー等の用途に供される営業用自動車とする。

(自動車取得税の減免の手続)

第53条の9 条例第172条の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第50条の10第1項の表第2号の提出期限までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「減免申請書等」という。)を東部総合事務所長に提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同号の提出期限経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第172条第1号アに係るもの	第64号様式の6その1	ア 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の写し イ 運転免許証の写し ウ 自動車検査証の写し エ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を

		受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
(2) 条例第172条第1号イ及びウに係るもの	第64号様式の6その2	ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ 第50条の3第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し ウ 運転免許証の写し エ 福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書又は常時介護証明書(第64号様式の7) オ 自動車の用途を証する書類(使用目的が通学、通院又は通所の場合にあつては、その回数証明のあるもの) カ 自動車検査証の写し キ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
(3) 条例第172条第2号及び第3号に係るもの	第64号様式の8	ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類 イ 自動車検査証の写し ウ 特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真

## (自動車取得税の減免の承認)

第53条の10 東部総合事務所長は、前条第1項の規定による減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第64号様式の12その2による通知書により通知しなければならない。

## (構造の変更に要した金額)

第53条の11 条例第172条の2第3号の構造の変更に要した金額は、当該自動車の取得価格のうち、車いすの固定装置若しくは運転装置の装着その他身体障害者等の利用に供するため又は専ら身体障害者等の運転のための特別の仕様又は構造の変更に要した金額とする。

## (自動車取得税の減免の取消し)

第53条の12 東部総合事務所長は、第53条の10の規定により減免の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の13による通知書により通知しなければならない。

2 東部総合事務所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、減免していた税額の全額を賦課徴収する。



第64号様式の4の次に次の19様式を加える。

第64号様式の5その1（第50条の10関係）

自動車税課税免除申請書（継続用）	
年 月 日	
申請者（納税義務者）	
（ 住 所 ）	市 町 郡 村
（ 氏 名 ）	
電話番号	
職 氏 名 様	
私が所有し、使用している次の自動車について鳥取県税条例第137条第4号アの規定に該当しますので、自動車税の課税免除を申請します。	
年 度	登 録 番 号
年度	
照会事項（変更のある方は、該当する事項を 印で囲み、その内容を記入してください。）	
1 障害名が変更になった （ <span style="float: right;">）</span> 2 手帳の等級が変更になった （変更前 <span style="margin-left: 100px;">級</span> 変更後 <span style="margin-left: 100px;">級</span> ） 3 運転免許証が取消しになった （取消年月日 <span style="margin-left: 100px;">年</span> <span style="margin-left: 100px;">月</span> <span style="margin-left: 100px;">日</span> ）	



第64号様式の5その2（第50条の10関係）

自動車税課税免除申請書（継続用）	
年 月 日	
申請者（納税義務者）	
（ 住 所 ）	市 町 郡 村
（ 氏 名 ）	ⓐ
電話番号	
職 氏 名 様	
私が所有し、使用している次の自動車について鳥取県税条例第137条第4号イ又はウの規定に該当しますので、自動車税の課税免除を申請します。	
年 度	登 録 番 号
年度	
照会事項	
身体障害者等の氏名	（ 年 月 日生）
運 転 者	氏 名 （ 障害者との続柄）
	住 所
使 用 目 的	1 通学 2 通院 3 通所 4 生業
昨年度の内容と変更のある方は該当する事項を で囲み、その内容を記入してください。	1 障害名が変更になった （ ） 2 手帳の等級が変更になった （ 変更前 級 変更後 級） 3 運転者が変更になった （ ）

第64号様式の6その1（第50条の10、第53条の9関係）

自動車税課税免除 申請書（身体障害者等本人運転分）  
自動車取得税減免

身 体 障 害 者 等	住 所			電話番号			
	氏 名			生年月日	年	月 日	
	身 体 障 害 者 手 帳 戦 傷 病 者 手 帳 療 育 手 帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳番号	第	号			
		交付年月日	年 月 日				
		障 害 名			個 別 等 級		
	障害等級		障害の程度				
運転免許証の付帯条件							
新規・買替 えの別	1 新規	(2の場合)現在課税免除を受けている自動車					
	2 買替え	登録番号	処 分 方 法				
		抹 消 年 月 日 移 転 ・ 変 更 登 録 済					
対 象 自 動 車	登 録 番 号				主たる定置場		
	登 録 年 月 日	年 月 日			1 身体障害者等の住所に 同 じ		
	使 用 目 的				2 市 町 村		
課 税 免 除 税 額		自 動 車 税	年 税 額	税 額			
			円	円			
減 免 税 額		自 動 車 取 得 税	課 税 標 準 額	税 額			
			円	円			
<p>鳥取県税条例 第137条第4号ア 第50条の10第1項 第172条第1号ア に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第53条の9第1項 の の規定により、自動車税の課税免除 について、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申 請 者 住 所 (納税義務者)氏名 ①</p> <p>職 氏 名 様</p>							

第64号様式の6その2（第50条の10、第53条の9関係）

自動車税課税免除 申請書（身体障害者等 生計同一者運転分）  
 自動車取得税減免 常時介護者運転分

身 体 障 害 者 等	住 所			電話番号		
	氏 名			生年月日	年	月 日
	身体障害者手帳	手帳番号	第	号		
	戦傷病者手帳	交付年月日			年	月 日
	療育手帳	障 害 名			個 別 等 級	
	精神障害者保健福祉手帳	障害等級			障害の程度	
運 転 者	住 所			電話番号		
	氏 名			身体障害者等との続柄		
新 規 ・ 買 替 え の 別	1 新 規 2 買 替 え	(2の場合)現在課税免除を受けている自動車				
		登 録 番 号	処 分 方 法			
			抹 消 年 月 日 移 転 ・ 変 更 登 録 済			
対 象 自 動 車	登 録 番 号				主たる定置場	
	登 録 年 月 日	年 月 日			1 身体障害者等の住所 に同じ	
	使 用 目 的				2 市 町 村	
課 税 免 除 税 額	自 動 車 税	年 税 額	税 額			
		円	円			
減 免 税 額	自 動 車 取 得 税	課 税 標 準 額	税 額			
		円	円			
鳥取県税条例 第137条第4号イ又はウ 第50条の10第1項 第172条第1号イ又はウ に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第53条の9第1項 の規定により、自動車税の課税免除 について、上記のとおり申請します。 自動車取得税の減免						
年 月 日						
申 請 者 住 所 (納税義務者)氏名						
職 氏 名 様						

第64号様式の7（第50条の10、第53条の9関係）

自動車税等に係る 生計同一 証明書交付願  
常時介護

年 月 日

職 氏 名 様

(申請者)住 所  
氏 名

印

下記1の自動車等は、専ら下記2の身体障害者等のために当該 身体障害者等と生計を一にする  
下記3の者が運転するものであることを証明してください。 身体障害者等を常時介護する

記

1 対象自動車等	(登録番号又は車両番号)		
2 身体障害者等	氏 名		
	住 所	電話番号	
3 運 転 者	氏 名	身体障害者 等との関係	
	住 所	電話番号	
	運転免許証の番号		
4 所有(使用)者	氏 名	身体障害者 等との関係	
	住 所	電話番号	
5 用途及び使用目的			
6 減免措置を受けた 自動車等の有無	有・無	(有の場合は、当該自動車等の登録番号又は車両番号)	
7 添 付 書 類 ~ は常時介護 者が運転する場合 のみ添付	住民票 身体障害者手帳等の写し 自動車検査証の写し 使用目的を証明する書類の写し 自動車等運行計画書 誓約書 有償介護の場合の契約書 その他( )		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

福祉事務所等の長 氏 名 印

第64号様式の8（第50条の10、第53条の9関係）

自動車税課税免除  
自動車取得税減免  
申請書（構造変更車）

納税義務者  (申請者)	住 所	
	氏 名	
申請する自動車	登録番号	
	用 途	
	定 置 場	
申請する自動車 の内容	取 得 価 額	
	上記のうち改造 等に要した額	
	特 別 仕 様 (改造)の部分	
自 動 車 税	免 除 税 額	円
自動車取得税	減 免 税 額	円
<p>鳥取県税条例第137条第5号 第50条の10第1項 第172条第2号又は第3号 に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第53条の9第1項 の規定により、自動車税の課税免除 について、上記のとおり申請します。 自動車取得税の減免</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">印</p>		

第64号様式の9（第50条の10、第50条の16、第53条の2関係）

自動車税・自動車取得税課税免除（減免）申請書

納 税 義 務 者	区 分	所 有 者	使 用 者
	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
申 請 自 動 車	登 録 番 号	定 置 場	
		市	町
		郡	村
申 請 理 由			
自動車税	課税年度	年度	免除税額 円
自動車取得税	課税標準額	円	免除（減免）税額 円
<p>第137条 第 号 第50条の10第1項 鳥取県税条例 第137条の2第3号 に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第50条の16第1項 第171条 第 号 第53条の2第1項</p> <p>の規定により、自動車税の課税免除（減免）について、上記のとおり申請します。</p> <p>自動車取得税</p> <p>年 月 日</p> <p>住所又は所在地 申請者 氏名又は名称及び代表者の氏名</p> <p>職 氏 名 様</p>			
			㊟

第64号様式の10（第50条の10、第50条の16、第53条の2関係）

運 転 実 績 （ 計 画 ） 表

月 別	運 転 日 数	左の日数中、 第137条 第 号 条例第137条の2 第3号 第171条 第 号 の用のため直接専用した日数	備 考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			=

第64号様式の11 ( 第50条の10関係 )

自動車税課税免除対象バス認定申請書 ( 生活路線バス用 )

年 月 日

申 請 者 住 所 又 は 所 在 地

氏 名 又 は 名 称 及  
び 代 表 者 の 氏 名

印

職 氏 名 様

鳥取県税条例第137条第12号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の10第1項の規定により、  
年度分の自動車税の課税免除について、下記のとおり申請します。

記


- 1 所有する一般乗合用のバスの車両総数 台
- 2 全路線の年間走行キロ総数 キロメートル
- 3 生活路線の年間走行キロ総数 キロメートル
- 4 課税免除対象バス総数 台
- 5 課税免除対象バスの指定等

区分	登録 番号	乗車 定員	基準日における当該車 両の全走行キロ数	のうち生活路線の 走行キロ数	生活路線 の走行率 —	当該車両 の主たる 定置場
		人	km	km	%	
計		台				



第64号様式の12その1（第50条の11、第50条の17関係）

## 自動車税課税免除（減免）決定通知書

納 税 義 務 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び代表者の氏名			
決 定 事 項	年 月 日付けで申請のあった鳥取県税条例第137条第 号の規定に係る下記の自動車税の課税免除（減免）については、次のとおり決定する。			
承 認 す る も の	自動車登録番号	年 度	免除（減免）税額	条 件
			円	適用の要件を欠くに至った場合には、課税免除（減免）を取り消す。
承 認 し な い も の	自動車登録番号	理 由		
上記のとおり決定しましたので通知します。 年 月 日 氏 名 様 <div style="text-align: right;">職 氏 名 </div>				

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第64号様式の12その2（第50条の11、第53条の3、第53条の10関係）

## 自動車税・自動車取得税課税免除（減免）決定通知書

納 税 義 務 者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者の氏名				
決 定 事 項	年 月 日付けで申請のあった鳥取県税条例第 条第 号及び第 条第 号の規定に係る下記の自動車税及び自動車取得税の課税免除（減免）については、次のとおり決定する。				
承 認 す る も の	自動車登録番号	税 目	年 度	課 税 標 準 額	免除（減免）税額
		自 動 車 税		-	円
		自動車取得税		円	円
(注) 適用の要件を欠くに至った場合には、課税免除（減免）を取り消す。					
承 認 し な い も の	自動車登録番号	理 由			
上記のとおり決定しましたので通知します。 年 月 日 氏 名 様 職 氏 名 <span style="float: right;">印</span>					

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第64号様式の12その3（第50条の11関係）

## 自動車税課税免除決定通知書

納税義務者	所在地							
	名称及び代表者の氏名							
課税免除申請の事由	生活路線を運行する一般乗合用のバスに係る自動車税の課税免除							
決定事項	<p style="text-align: center;">年 月 日付けで申請のあった鳥取県税条例第137条第12号の規定に係る 下記の 年度の自動車税の課税免除については、次のとおり決定する。</p>							
承認するもの	区分	登録番号	免除税額	主たる定置場	区分	登録番号	免除税額	主たる定置場
	1				9			
	2				10			
	3				11			
	4				12			
	5				13			
	6				14			
	7				15			
	8				合計 台			
承認しないもの	登録番号		主たる定置場		登録番号		主たる定置場	
<p>上記のとおり決定したので通知します。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">職 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>								

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

氏名様  
自動車税課税免除（減免）決定通知書

さきに申請のあった自動車税については、鳥取県税条例第 条  
第 号に該当するので、次のとおり課税免除（減免）を決定します。

年 度	年度
登 録 番 号	
課 税 免 除 ・ 減 免 の 別	
税 額	円
変更後の税額	円
差引課税免除 （減免）額	円

年 月 日

職 氏 名 印

（御注意）

- 1 上記「変更後の税額」が0円でない場合は、右の納税証明書は使用できません。別途送付している納付書で納税していただき、そちらの納税証明書を使用してください。
- 2 この決定の後に適用要件を欠くこととなった場合は、決定を取り消すこととなります。
- 3 次のことが生じた場合には、必ず表記の総合事務所県税局へ連絡してください。
  - (1) 障害名が変更となったとき。
  - (2) 手帳の等級が変更になったとき。
  - (3) 運転免許証が取り消されたとき。
  - (4) 住所が変更になったとき。

お知らせ

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求のあった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。







第64号様式の15 ( 第50条の16関係 )

自動車税減免申請書 ( 教習車 )

納税義務者	区 分		所 有 者			使 用 者		
	住所又は所在地							
	氏名又は名称及び代表者の氏名							
申請自動車	登 録 番 号		定 置 場					
申請理由	年 度		税 額		円			
自動車 の 所 有 状 況 等	区 分		年 間 生徒数		自 動 車 台 数			
					所 有 台 数		左のうち教習用	
			登録車	未 登 録	計	登録車	未 登 録	計
			台	台	台	台	台	台
	小型四輪 乗 用 車	構内				( )	( )	( )
		路上				( )	( )	( )
	バ ス	構内				( )	( )	( )
		路上				( )	( )	( )
	トラック	構内				( )	( )	( )
		路上				( )	( )	( )
計	構内				( )	( )	( )	
	路上				( )	( )	( )	
今年度既に減免等を受けている自動車		登録番号						
<p>鳥取県税条例第137条の2第2号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第1項の規定により、自動車税の減免について、上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 申請者 氏名又は名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p>								

( )内は申請自動車の台数を記載すること。



第64号様式の16 ( 第50条の17関係 )

## 自動車税減免決定通知書 ( 商品中古自動車 )

納 税 義 務 者	住 所		
	氏 名		
決 定 事 項			
年 月 日付で申請のあった商品中古自動車に係る自動車税の減免については、 次のとおり決定する。			
年 度	区 分	減 免 す る も の	減 免 し な い も の
	登録番号	別紙のとおり ( 台 )	別紙のとおり ( 台 )
	年 税 額	円	内訳は、 別紙のと おり
	減免税額	円	
上記のとおり決定しましたので通知します。			
年 月 日			
職 氏 名 印			
氏 名 様			

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



第64号様式の17（第50条の19関係）

## 自動車税減免決定取消通知書（商品中古自動車）

年 月 日	
住所 氏名 (納税義務者)	
様	
職 氏 名 印	
年 月 日付けで減免の承認をした下記自動車に対する自動車税については、 下記の理由により取り消したので、通知します。	
登 録 番 号	
取消しする税額	円
取消しする理由	

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第67号様式の次に次の1様式を加える。

第67号様式の2（第53条の2関係）

自動車取得税課税免除申請書（特定非営利活動法人）

納 税 義 務 者	住 所			
	代表者の氏名		電話番号	
	設立認証 年 月 日	年 月 日	設立登記 年 月 日	年 月 日
対 象  自 動 車	登録番号			
	登録年月日	年 月 日		
	定置場			
	無償譲渡 を行った もの	住 所		
		名称又は氏名		
使用目的				
課 税 免 除 税 額	課 税 標 準 額	税 額		
		円	円	
鳥取県税条例第171条第5号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第53条の2第1項の規定により、 自動車取得税の課税免除について、上記のとおり申請します。 年 月 日  申請者 住 所 名 称 代表者の氏名 <span style="float: right;">印</span>  職 氏 名 様				

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、第2条の規定による改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。